令和２年度　障害者スポーツ推進事業実施要綱

１．目　的

障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境を整え、障害者スポーツ人口の拡大と県民の障害者スポーツに対する理解を促進する。

２．概　要

障害者の受入れ経験が少ない地域に対して、総合型地域スポーツクラブが中心となってスポーツ実践を行いながら、地域で障害者スポーツを行う際の問題を抽出する。

これらの取り組みから抽出された問題を実行委員会が整理し、課題設定およびその解決策を地域にフィードバックする。

３．名　称

障害者スポーツ推進事業

（スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（地域の課題に対応した障害者スポーツの実施環境の整備事業）」）

４．主　催

滋賀県

５．期　間

委託を受けた日から令和 3 年 3 月 31 日まで

６．事業内容

（１）　障害者スポーツ推進事業実行委員会（直執行）

障害当事者団体やスポーツ関係者、有識者などから構成され、本事業の進捗管理、抽出された地域課題の整理、ノウハウを取りまとめる。

（２）　障害者スポーツ新規実践事業（委託）

障害者スポーツの実践が少ない地域に、平成２７年度障害者スポーツ推進事業で作成したマニュアルを活用しながら取り組んでもらい、地域実践における課題を抽出する。

（３）　障害者スポーツ継続実践事業（委託）

平成２７年度以降、障害者スポーツ推進事業で障害者スポーツに取り組み始めた地域に実践を継続してもらい、地域実践における課題を抽出する。

（４）　障害者スポーツ理解促進（委託）

（２）（３）の実践地域において、普段障害者スポーツに関わりのない住民に対し、障害者スポーツの認知度向上を図るとともに、障害のある人もない人も一緒にスポーツをする機会（イベント）を設けることで、障害者スポーツに対する理解促進を図る。

７．事業実施上の留意事項

本事業が円滑に進むよう（１）から（４）の事業が相互に連携する。

８．その他

この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は別途定める。

この要綱は令和３年３月３１日をもって廃止する。